

令和5年5月

熊本県議会臨時会議案

(条例等関係)

熊 本 県

議 案 目 録

第 4 号	専決処分の報告及び承認について……………	(1)
第 5 号	専決処分の報告及び承認について……………	(9)
第 6 号	専決処分の報告及び承認について……………	(12)
第 7 号	専決処分の報告及び承認について……………	(13)
第 8 号	専決処分の報告及び承認について……………	(14)
第 9 号	専決処分の報告及び承認について……………	(15)
第 10 号	専決処分の報告及び承認について……………	(16)

報 告 目 録

報告第 1 号	専決処分の報告について……………	(17)
報告第 2 号	専決処分の報告について……………	(18)

第 4 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 40 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第43条第1項第1号中「法人」の次に「（第2号及び第3号に掲げるものを除く。）」を加え、ただし書を次のように改める。

ただし、法第72条の25第2項（同条第6項において準用する場合及び同条第16項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第4項（同条第7項において準用する場合及び同条第16項の規定によりみなして適用する場合を含む。）（これらの規定を法第72条の28第2項において準用する場合を含む。）の規定により県央広域本部長の承認を受けた場合には、県央広域本部長が指定した日

第43条第1項第3号ア中「通算法人をいう。イ」を「通算法人をいう。以下この項」に改め、同項第6号中「事業年度」の次に「（当該法人が通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人（法第72条の13第6項に規定する通算親法人をいう。以下この項において同じ。）の事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(7) 法第72条の29第5項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の確定の日の属する事業年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日から2月以内

第47条第1項中「第7条第1項」を「第6条の7第1項」に改め、同条第2項中「、第7項又は第10項」を「若しくは第7項（これらの規定を同条第9項、第10項及び第11項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第14項」に、「第7条第1項」を「第6条の7第1項」に改め、同条第6項中「第7条の2」を「第6条の8」に改める。

附則第6条の7第2項中「第6条の17第2項」を「第6条の18第2項」に改める。

附則第7条の2中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第8条中「第9条の2第1項」を「第8条第1項」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第7条第16項」を「第8条第1項」に改める。

附則第8条の2第1項中「第9条の3第1項」を「第9条第1項」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第3項中「第9条の4」を「第9条の2」に、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第8条の9第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「掲げる軽油自動車」の次に「（法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。以下この項及び附則第9条において同じ。）」を加え、「令和5年3月31日」を「令和5年12月31日」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第8条の11第2項を削る。

附則第8条の12第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。次項及び第6項において同じ。）であって、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第100条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）から350万円を控除して得た額」とする。

附則第8条の12第5項を削り、同条第6項中「（省令附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和5年3月31日」を「令和6年4月30日」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 乗用車（総務省令で定めるものに限る。）、バス（総務省令で定めるものに限る。）

又は車両総重量が3.5トンを超えるトラックであって、道路運送車両法第41条第1

項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第100条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに
行われたときに限り、同条中「同じ。）」とあるのは、「同じ。）」から175万円を控除して得た額」とする。

附則第9条第1項中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。次項第1号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。次項第2号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第1号中「ガソリン自動車（以下この条」を「ガソリン自動車（次項第4号及び第3項第1号」に、「同項第5号」を「同条第1項第5号」に、「石油ガス自動車（以下この条」を「石油ガス自動車（次項第5号及び第3項第2号」に、「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「（自家用の乗用車及びキャンピング車を除く。）」及び「、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第2項の」を「次の」に改め、同項第2号中「平成30年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第4号中「平成30年ガソリン軽中量車基準」を「法第149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成17年ガソリン軽中量車基準」を「同条第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「法第149条第1項第4号イ(2)」を「同条第1項第4号イ(2)」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第5号中「平成30年石油ガス軽中量車基準」を「法第149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成17年石油ガス軽中量車基準」を「同条第1項第5号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2

号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)」に改め、同項第6号中「平成30年輕油軽中量車基準」を「法第149条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)」に、「平成21年輕油軽中量車基準」を「同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年輕油軽中量車基準(次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円

	4,700円	1,200円
	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円

	83,000円	21,000円
第1項第4号ア	4,500円	1,500円
	5,500円	1,500円
	6,500円	2,000円
	3,900円	1,000円
第1項第4号イ	6,000円	1,500円
	7,000円	2,000円
	8,500円	2,500円
	5,300円	1,500円
第1項第5号ア	12,000円	3,000円
	27,500円	7,000円
	17,500円	4,500円
	8,500円	2,500円
第1項第5号イ	16,000円	4,000円
	20,000円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
	36,000円	9,000円
	23,500円	6,000円
	11,000円	3,000円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円
第4項	12,000円	3,000円

	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円

附則第9条第6項中「第101条第1項」を「第101条第1項第1号ア及び第4号ア」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号ア	4,500円	2,500円
	5,500円	3,000円
	6,500円	3,500円
	3,900円	2,000円

附則第9条の3第1項中「、第3項、第5項又は第6項」を「又は第3項」に、「から第6項まで」を「又は第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の熊本県税条例（以下「新条例」という。）第43条第1項（第6号及び第7号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以

後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の改正前の熊本県税条例第43条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第9条の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第 5 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 41 号

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例
(熊本県工場等設置奨励条例の一部改正)

第1条 熊本県工場等設置奨励条例（昭和39年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 離島産業振興促進区域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画（以下「離島振興計画」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域をいう。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 離島産業振興促進区域内にあって、離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第2条第1号イに規定する特別償却設備に限る。）を有する工場等

(熊本県税特別措置条例の一部改正)

第2条 熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

第4条の4第1項第1号中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、

同条第2項を削る。

第4条の7第1項第1号ア中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、「間に、」の次に「同法第4条第1項に規定する離島振興計画に記載された同条第4項第1号に規定する産業の振興を促進する区域（以下「離島産業振興促進区域」という。）内において、当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第3号又は第45条第3項の表の第3号の規定の適用を受ける設備（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区（以下「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（「を、「特別償却設備」という。）」の次に「に限る。）」を加え、同号イ中「畜産業、水産業又は薪炭製造業」を「離島産業振興促進区域内において、畜産業、水産業又は薪炭製造業（過疎地区内において営む畜産業又は水産業を除く。）」に改め、同条第2項中「第4条の2、第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

第4条の13第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第2項中「第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

第4条の14から第8条までの規定中「第4条の4第1項」を「第4条の4」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第4条の4第1項第2号」を「第4条の4第2号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県工場等設置奨励条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される工場等について適用し、施行日前に新設され、又は増設された工場等については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の熊本県税特別措置条例第4条の7の規定は、施行日以後に離島振興地域内において製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条各号に掲げる事業の用に供する設備（以下「事業用設備」という。）を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税並びに離島振興地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人に対して施行日以後に課すべき事業税について適用し、施行日前に離島振興地域内において事業用設備を新設し、又は増設した者に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産

税並びに離島振興地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人に対して施行日前に課すべき事業税については、なお従前の例による。

第 6 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 4 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年4月19日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年2月6日 主要地方道熊本益 城大津線 上益城郡益城町大 字古閑地内 蓋不全	株式会社熊本企画 (車両所有者)	1, 5 1 3, 0 5 8 円	当事者双方 は、今後本件に 関して、裁判上 又は裁判外にお いて一切の異議 及び請求の申立 てをしないこ と。

第 7 号

専決処分¹の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 42 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年3月22日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年8月24日 熊本市道飛田町鶴羽田町 第1号線 熊本市北区鶴羽田一丁目 地内 マンホール噴上げ	個 人 (車両所有者)	405,966円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 8 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 43 号

和解 及び 損害賠償額 の 決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年3月30日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和4年12月17日 主要地方道八代鏡宇土線 八代市千丁町古閑出地内 下水ますの段差	個人 (車両所有者)	9,900円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 9 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 44 号

訴え の 提起 について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（3人）

2 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告らは、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告らは、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

第 10 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 45 号

訴え の 提起 について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年3月31日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（1人）

2 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告は、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 1 号

訴えの提起について

県営住宅の明渡請求及び延滞家賃等の支払請求について、次のように訴え（和解を含む。）を提起することとする。

令和5年4月4日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（2人）

2 事件名 県営住宅明渡し及び延滞家賃等支払請求事件

3 事件の内容

被告らは、県営住宅の家賃を延滞しているため、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第32条第1項に基づく県営住宅の明渡し及び延滞家賃等の支払を求めるものである。

4 請求の趣旨

- (1) 被告らは、原告に対し、県営住宅を明け渡せ。
 - (2) 被告らは、延滞家賃及び訴状の送達日以降県営住宅の明渡し済みに至るまで1か月につき家賃相当額の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告らの負担とする。
- との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 3 号

訴えの提起について

県営住宅の延滞家賃の支払請求について、次のように訴え（和解を含む。）を提起することとする。

令和5年4月17日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（1人）

2 事件名 県営住宅使用料請求事件

3 事件の内容

被告は、県営住宅の家賃を延滞しているため、当該延滞家賃の支払いを求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、延滞家賃を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

発 行 者：熊本県
所 属：財政課
発行年度：令和5年度